

## 確 認 書

新潟市（以下「甲」という。）と新潟交通株式会社（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、乙が運行する路線バスの利用者数が大きく減少していること、及び、今後の事業予測が極めて困難な状況にあることから、以下の事項について確認する。

第1条 甲及び乙は、乙がバス路線のネットワークを維持した上で乗合バス事業を継続できるよう、新バスシステム事業にかかる協定書等の終期を再延長する協定書第1条に定めた(1)から(6)の協定書等（以下「協定書等」という。）に規定した条文のうち、次に定める事項の効力を停止する。

## 一 年間走行キロ数の維持

- (1)新バスシステム事業にかかる運行事業協定書第7条第1項第2号のうち、「本協定の有効期限まで維持する」及び「原則運行期間中は見直さない」の部分
- (2)新バスシステム事業のバス路線再編に関する細目協定書第6条のうち、「原則再編協定の期限まで維持する」の部分

## 二 第1期BRT区間の通常運賃の変更にかかる手続き

- (1)新バスシステム事業の運行実施に関する細目協定書第6条第1項のうち、「事前に甲に確認した上で」の部分
- (2)新バスシステム事業のバス路線再編に関する細目協定書第7条第1項第1号のうち、「甲に確認した上で」の部分

第2条 甲及び乙は、協定書等の更新に関わる協議を停止するものとする。ただし、甲及び乙が合意した場合は再開できるものとする。

第3条 甲及び乙は、新潟駅直下バスターミナル供用後の新しいバス路線のネットワークの検討等について、市民及び来訪者が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、双方が役割分担のもと連携して取り組むものとする。

第4条 本確認書の有効期限は、締結日から令和4年3月31日までとする。

第5条 本確認書に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本確認書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、双方 1 通を所有する。

令和 2 年 9 月 8 日

甲：新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1 乙：新潟市中央区万代 1 丁目 6 番地 1

新潟市

新潟交通株式会社

新潟市長 中原 八一

代表取締役 星野 佳人